

講義・演習概要 (シラバス)

1 部課程第 1 2 2 期 (平成 26 年 4 月 8 日～平成 26 年 9 月 5 日)

課 目 名	行政法
時 限 数	28 時限
担 当 講 師	氏名：上智大学法学部教授桑原勇進 <プロフィール> 1989年3月東京大学法学部卒業 1996年3月東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学 1996年4月東海大学法学部専任講師 1999年4月東海大学法学部助教授 2005年4月東海大学法科大学院教授 2007年4月上智大学法学部教授
ね ら い	行政活動は公益の実現を目的とするため、スムーズに行われることが要請され、私人には認められない特別の扱いが必要となる。他方で、私人の権利や利益を害するおそれもあるため、別の意味で、私人の場合とは異なる特別の制約に服せしめる必要がある。法的な観点からその間のバランスをいかにとるかについての勘所をつかむための材料を提供する。また、そのバランスを欠いて違法な活動をした場合に、私人の立場から、どのような救済の手段があるかについて、現行法の大まかな仕組みを習得してもらいたい。
講 義 概 要	第一回：行政法の基本原理 第二回：行政立法 第三回：行政行為の意義と効力 第四回：行政裁量とその司法的統制 第五回：行政行為の瑕疵—取消原因と無効原因 第六回：行政行為の効力の消滅—取消と撤回 第七回：行政指導と行政契約 第八回：行政上の義務履行確保 第九回：行政手続 第十回：行政不服審査 第十一回：行政事件訴訟 1—取消訴訟の要件 第十二回：行政事件訴訟 2—訴訟の審理・判決 第十三回：行政事件訴訟 3—取消訴訟以外の行政事件訴訟 第十四回：国家賠償法 以上は予定であって、進行状況に応じて若干変更することがある。
受講上の注意	自分で考えてもらうために、時折質問をするので、積極的に答えてもらいたい。

使用教材	なし。レジユメのみ。
効果測定	筆記試験による
その他 (他の課目との関連)	